

埼玉県都市競艇組合規約の一部を変更する規約

埼玉県都市競艇組合規約（昭和32年32指令地収第1549号）の一部を次のように変更する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正前の条に対応する改正後の条が存在しない場合にあっては、当該改正前の条を削る。
- (3) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（執行機関の組織） 第8条 この組合に、<u>管理者及び副管理者</u>各1人を置く。 （管理者及び副管理者の選任） 第9条 2 管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、<u>副管理者</u>がその職務を代理する。 （組合の事務局） 第11条（略） （監査委員） 第12条（略） （会計管理者） 第13条 この組合に会計管理者1人を置く。 2 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。 3 会計管理者は、管理者が任免する。	（執行機関の組織） 第8条 この組合に、<u>管理者、副管理者、助役及び収入役</u>各1人を置く。 （管理者及び副管理者の選任） 第9条 2 管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、<u>副管理者が、管理者及び副管理者がともに事故のあるとき、又は欠けたときは、助役</u>がその職務を代理する。 （助役及び収入役の選任及び任期） 第11条 助役及び収入役は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。 2 助役及び収入役の任期は、4年とする。 （組合の事務局） 第12条（略） （監査委員） 第13条（略）

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年5月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この規約施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、この規約による変更後の第8条及び第13条の規定は適用せず、変更前の第8条及び第11条（助役に関する部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。